

証券番号 [ ]  
 (契約締結日: 2017年11月28日)

ご契約者  
 〒 [ ]  
 住所 [ ]

個人・法人名 [ ] 様

電話番号1 [ ] 電話番号2 [ ]

お客さまのお名前・ご住所等の漢字表記につきまして、機械上の制約により正確な表示ができない場合、表示可能な漢字またはカナで表示していることがありますので、何卒ご了承ください。

【取扱営業店】

【代理店・扱者/仲立人】契約手続きについてのお問合せ先

T E L [ ] (代理店/仲立人コード: [ ])

商品に関するお問合せ窓口: [ ]  
 平日: 9時~18時 土日祝日: 9時~17時 (年末年始を除く)

事故受付センター: [ ] (24時間受付)

「住まいのかけつけサービス」受付専用ダイヤル: [ ]  
 (通話料無料・24時間受付)

■保険期間 (保険のご契約期間)

ホームプロテクト総合保険	2018年 1月13日 16時から 2019年 1月13日 16時まで	1年間
地震保険	(ホームプロテクト総合保険の保険期間開始日から) 1年間	

■保険の補償を受けられる方

被保険者	[ ] <small>(ご契約者と異なる時のみ表示します)</small>
賠償責任被保険者本人	[ ] <small>(ご契約者と異なる時のみ表示します)</small>

■ご契約の建物に関する事項 (保険の対象となる建物・保険の対象を取容する建物)

★保険の対象の所在地	[ ] <small>(ご契約者住所と異なる時のみ表示します)</small>		
物件種別	住宅	★建物の用法	住宅
★柱の種類・耐火性能区分	鉄骨造	★建物内の職作業	専用住宅
		構造級別	T 構造
★専有延床面積	240.00 m <sup>2</sup>	★建物全体の延床面積	m <sup>2</sup>
★建物建築年月	1977年 2月	建築時建物取得価額	万円
		建物評価額	31,400 千円

■ご契約の建物に含まれる物 (保険の対象となる建物に含まれる物)

門・塀・垣	基礎工事	畳・建具・造作	物置・車庫・付属建物	浴槽・調理台等
含む	含む	含む	含む	含む

■保険料の払込内容

払込方法	一時払	払込期日	
------	-----	------	--

■保険料の割引増

割引	
割増	

■他の保険契約に関する事項

他の保険契約	保険会社名: [ ] 満期日: [ ]年 [ ]月 [ ]日 地震保険金額合計: [ ]万円	保険種類: 保険金額合計: [ ]万円 住宅金融支援機構 (旧住宅金融公庫) 火災保険: 無
--------	--	--

上記項目に★の付された欄に変更があった場合は、速滞なく弊社または取扱代理店にご連絡ください。ご連絡いただけなかった場合には、保険金をお支払いできないことやお支払いさせていただいた保険金をお返しいただくことがありますので、ご注意ください。

(証券作成日: 2018年 1月 5日)

弊社は、普通保険約款および特約にしたがい、保険契約を結びましたので、その証としてこの保険証券を発行いたします。

東京都港区虎ノ門四丁目3番20号

**AIG損害保険株式会社**

代表取締役

ケネス・ラ **見本**

印紙税申告納  
付につき 芝  
税務署承認済

■保険金額 (支払限度額) ・保険料

区分	保険金額 (支払限度額)		保険料 (1回分)	
	千円	万円	円	千円
建 物	ホームプロテクト総合保険	30000		39720
	地震保険	15000		19800
家 財	ホームプロテクト総合保険	20000		27680
	地震保険	10000		13200
特 約		保険金額 (支払限度額)	保険料 (1回分)	
持ち出し家財補償特約		300		
美術品等の明記に関する特約				
個人・受託品賠償責任補償	個人賠償	100000	2360	
	受託品賠償	100		
借家人賠償責任・修理費用補償特約	借家人賠償			
	修理費用			
建物賠償責任補償特約 エレベーター台数: ** 台 エスカレーター台数: ** 台				
支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約				
家賃収入補償特約		家賃月額 千円 約定復旧期間 か月		
合 計 保 険 料			102760	

■保険の対象となる建物や家財の損害に対する補償範囲 (※)  
 (詳細につきましては、「ご契約のしおり・保険の約款」をご覧ください。)

①火災、落雷、破裂・爆発	○補償されます	②風災・ひょう災・雪災	○<II型>
③物体の落下等	○補償されます	⑥盗難	○補償されます
④水濡れ		⑦通貨等の盗難 (保険の対象が家財の場合)	
⑤騒ぎょう・労働争議		⑨不測かつ突発的な事故 (家財の支払限度額: 300千円)	×補償されません
⑧水災	○<I型>		

(注) 免責金額とは、ご契約者または被保険者の自己負担額をいいます。

■費用保険金 (※)

①事故時諸費用保険金	支払割合: 30% 支払限度額: 100万円	②残存物取片づけ費用保険金	○補償されます
③地震火災費用保険金	○補償されます	④損害防止費用保険金	○補償されます

(※) 補償範囲・費用保険金に表示される「○」「×」について  
 「×」で表示した事故・費用保険金については、補償されません。また、「○」の場合も、保険金をお支払いする条件や保険の対象や事故の種類によって支払限度額が適用されることがあります。

■適用される特約

持ち出し家財補償特約
個人・受託品賠償責任補償特約
類焼損害補償特約 (支払限度額1億円)
賠償事故解決特約
初回保険料の口座振替に関する特約

(契約上のお願ひ)

- このたびはご契約をいただきまして誠にありがとうございました。
- 1) 保険証券をご確認ください。お届けいたしました保険証券の記載事項に間違いやお気付きの点がございましたら、直ちにご連絡ください。
  - 2) 約款集「ご契約のしおり・保険の約款」をご確認ください。この保険契約に適用される普通保険約款および特約は、「ご契約のしおり・保険の約款」に記載されておりますのでご一読ください。また、附子約款を希望されたご契約者で万が一「ご契約のしおり・保険の約款」が後送されて来ない場合はご連絡ください。
  - 3) 次のようなときは遅滞なくご連絡ください。
    - a) 保険の対象を譲渡するとき。 (※)
    - b) 保険証券記載の住所または通知先を変更したとき。
    - c) 建物を増築するとき、建物の構造や用途を変更するとき。
    - d) 建物内の職作業の種類などを変更するとき。
    - e) 保険の対象を他の場所へ移転するとき。
- なお、この場合には地震による倒壊などの損害だけでなく、地震による火災損害 (地震による延焼損害を含みます。) についても保険金はお支払いできませんので、ご了承ください。
- (※) 保険の対象を譲渡されまるとご契約いただいている保険契約は失効します。

(契約上のご注意)

- 前記3)のご連絡が故意または重大な過失によりなされない場合、保険金をお支払いできないことや保険契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。(詳細については「ご契約のしおり・保険の約款」にてご確認ください。)
  - 地震保険の保険金額・地震保険の保険料欄に金額の記載がない場合、地震保険はお引き受けしていません。
  - なお、この場合には地震による倒壊などの損害だけでなく、地震による火災損害 (地震による延焼損害を含みます。) についても保険金はお支払いできませんので、ご了承ください。
  - この証券に代表者印の無いものは無効です。
- 《お選びいただいたe約款は弊社ホームページでご覧いただけます。》  
 URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

■特記事項 (美術品等の明記に関する特約明細等)

【通信欄】
-------

【代理店・扱者/仲立人用 表示欄】

代理店用表示欄
代理店サブコード
団体名・集団名
団体・集団コード
事業所コード
代理店分担 無

